



民間資金等活用事業推進委員会 第20回計画部会 説明資料

令和元年12月20日
総務省

1. PPP／PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)の進捗状況

【PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版) 記載】	【令和元年度末までの取組】
No. 3. 推進のための施策	
<p>8 (1)実効性のある優先的検討の推進 公営企業会計の適用については、人口3万人未満の地方公共団体も含め一層の適用を促すため、令和5年度までを取組期間として策定した新たなロードマップに基づき、各団体における取組を促進する。</p>	<p>公営企業会計の適用について、令和元年度までに適用見込みの都道府県及び人口3万人以上の市区町村の割合は、95%を超えている(平成31年4月1日時点)。 また、人口3万人未満の団体を含め、全ての下水道事業について、令和5年度までの取組を要請し、特に小規模団体の取組が円滑に進むよう、公営企業会計適用に関するマニュアルの充実やモデル事業の展開の取組を実施した。 (令和2年度継続)</p>
<p>22 (3)公的不動産における官民連携の推進 地方公共団体における公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳の整備・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。総合管理計画については、個別施設計画の内容等を反映させるなど、不断の見直しを促し、充実を図る。</p>	<p>公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳については、各地方公共団体において整備・公表を進めるとともに、総務省においても各団体において整備・公表したものを取りまとめ、リンク集として公表している。併せて、公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表を総務省ホームページに公表している。 加えて、公的不動産の活用への民間事業者の参画に資する取組を促進するため、固定資産台帳データを活用して売却可能資産等を取りまとめ公表することにより民間への売却につながった事例の共有に取り組むこととしている。 また、総合管理計画の不断の見直しについては、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定について」(平成30年2月27日付け総財務第28号通知)により、各地方公共団体に要請している。 (令和2年度継続)</p>

【PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版) 記載】	【令和元年度末までの取組】
No. 3. 推進のための施策	
<p>24 (4)民間提案の積極的活用 民間提案を促進するため、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。</p>	<p>「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成31年4月25日)において、地方公共団体に対して周知を図った。 (令和2年度継続)</p>
<p>34 (5)情報提供等の地方公共団体に対する支援 水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「公営企業の経営のあり方に関する研究会」報告書に示された留意点等について、地方公共団体への周知を図る。</p>	<p>「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成31年4月25日)をはじめ、地方公共団体を対象とした各種会議等において周知を図った。 (令和2年度継続)</p>
<p>42 (7)その他 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等(広域化)の推進のため、総務省と厚生労働省が連携し、各都道府県における令和4年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を推進するとともに、先進事例の紹介等を通じ、地方公共団体の取組の支援を行う。</p>	<p>総務省及び厚生労働省で連携し、「水道広域化推進プラン」の策定を支援するため、マニュアルを策定し、周知した。 また、改正水道法の説明会や公営企業担当者向けの説明会を実施し、広域化の推進のため、先進事例を紹介するなど、地方公共団体の取組への支援を行った。 (令和2年度継続)</p>